

平成24年度においてNPO等が活用可能な政府の財政支援について

現在、さまざまな場面・場所で東日本大震災からの復旧・復興に向けてNPO等の皆様にご活躍いただいております。

被災された方々への支援や被災地の復興支援に大きな役割を果たしているNPO等の皆様の活動を継続的にご支援するために、今年度ご活用可能な政府の財政支援について、取りまとめを行いました。

【目次】

・全体概要	P.1～5
・お問い合わせ先	P.6～7
・事業ごとの概要	P.8～20
・緊急スクールカウンセラー等派遣事業	P.8
・地域福祉等推進特別支援事業	P.9
・農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	P.10
・被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	P.11～12
・東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業	P.13
・「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業	P.14
・地域生物多様性保全活動支援事業	P.15
・新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業	P.16
・東日本大震災に対応した雇用創出基金事業(震災等緊急雇用対応事業)の拡充	P.17
・雇用復興推進事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)	P.18
・被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業	P.19
・社会的包摂「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分)	P.20

平成24年度予算におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について ①

事業名	概要	予算額	該当頁
緊急スクールカウンセラー等派遣事業 【復興庁(文部科学省)】	東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を被災地等へ派遣するなど、教育相談体制の整備を図るものである。	約47億円	P.8
地域福祉等推進特別支援事業 【厚生労働省】	地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取り組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組み、生活不安定者(低所得者層)に対する自立支援の取組みなどにより地域福祉の推進を図る。	セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数	P.9

平成24年度予算におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について ②

事業名	概要	予算額	該当頁
農と福祉の連携による シニア能力活用モデル 事業 【復興庁(農林水産 省)】	市町村等が仮設住宅入居者等が利用できる農園に おいて、農村高齢者による技術指導の下で被災者の 農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援する事 業であり、市町村を通じてNPO法人等が実施するこ とが可能。	0.1億円	P.10
被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 【復興庁(農林水産 省)】	被災を免れた農地や避難先等において荒廃した耕 作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農家又 は農業者等の組織する団体等(NPO法人を含む)の 取組を支援	4億円	P.11~12
東日本大震災復興 ソーシャルビジネス創 出促進事業 【復興庁(経済産業 省)】	先進的なソーシャルビジネス事業者のノウハウの移 転等により、被災地における新しい産業・雇用の創出 主体となりうるソーシャルビジネスの創出や事業基盤 の強化を推進し、被災地の早期の復興及び地域経 済の活性化を図る。	2億円	P.13

平成24年度予算におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について ③

事業名	概要	予算額	該当頁
「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業 【復興庁(国土交通省)】	「新しい公共」の担い手による地域づくりの「事業型」活動について、コンテスト・助言指導を行う広域中間支援組織を募集・選定し、新しいビジネスモデルとなり得る事業のアイデアを「見つけ」て成功するビジネスモデルとなるよう「育てる」しくみの構築を図る。	0.5億円	P.14
地域生物多様性保全活動支援事業 【環境省】	<p>生物多様性保全の取組を公募により選定し、当該地域において必要な調査・検討を行うとともに、それぞれの対策に関する法律に基づく計画等の作成を支援。</p> <p>様々な対策を集中的かつ総合的に取り入れ、生物多様性保全に関する先進的かつ効果的な取組を実証事業として実施して、今後、各地において生物多様性の保全活動を推進。</p> <p>地域における多様な主体の連携・協働を促進するため、地域住民、NPO、事業者、地方公共団体等により構成される地域生物多様性協議会による地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を本事業において支援。</p>	2.1億円	P.15

NPO等が活用可能な政府の財政支援について ①

※ 平成23年度予算のものであるが、基金等により現在も申請可能なもの

事業名	概要	予算額	該当頁
新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業 【内閣府】	「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的な活動を後押しする事業であり、被災者支援のための拠点整備、被災者支援活動、復興に向けたまちづくりなど、都道府県に設置された基金による幅広い支援活動が可能。(今後の募集は、基金の残額次第)	8.8億円	P.16
東日本大震災に対応した雇用創出基金事業(震災等緊急雇用対応事業)の拡充 【厚生労働省】	震災等緊急雇用対応事業を実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。	2,000億円	P.17
雇用復興推進事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業) 【厚生労働省】	都道府県に造成した基金を活用し、被災地で安定的な雇用を創出するため、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。	1,510億円の内数	P.18

NPO等が活用可能な政府の財政支援について ②

※ 平成23年度予算のものであるが、基金等により現在も申請可能なもの

事業名	概要	予算額	該当頁
被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業 【厚生労働省】	社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置し、被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災自治体や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。	各都道府県に造成されている「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に事業に係る経費を積み増し。	P.19
社会的包摂・「絆」再生事業 (地域コミュニティ復興支援事業分) 【厚生労働省】	東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行う。	202億円の一部	P.20

NPO等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

ご質問等がある場合は、復興庁の下記までご連絡願います。

・ボランティア・公益的民間連携班(03-5545-7480)

・予算会計班(03-5545-7370)

事業名	府省名 (予算執行府省)	部署名 (予算執行府省)	連絡先 (予算執行府省)
緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局児童生徒課)	(03-6734-3299)
地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2859)
農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(経営局就農・女性課)	(03-3502-6600)
被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室)	(03-6744-2442)
東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(経済産業省)	(地域経済産業グループ立地環境整備課)	(03-3501-0645)
「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404

地域生物多様性保全活動支援事業	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	03-5521-8150
新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業	内閣府	政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)	03-3581-0511
東日本大震災に対応した雇用創出基金事業(震災等緊急雇用対応事業)	厚生労働省	職業安定局地域雇用対策室	03-5253-1111(内線5846)
雇用復興推進事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)	厚生労働省	職業安定局地域雇用対策室	03-5253-1111(内線5846)
被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	社会・援護局保護課	03-5253-1111(内線2834)
社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分)	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2859)

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度1次補正予算額 : 3,015百万円

平成23年度3次補正予算額 : 351百万円

平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計計上額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度補正予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成24年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支援を措置するとともに、新たに電話相談体制の整備に係る経費を計上する。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備

障害のある子どもへの支援

- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置 等

地域福祉等推進特別支援事業について

(平成24年度：セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数)

○ 本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取り組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取り組み、生活不安定者(低所得者層)に対する自立支援の取組みなどにより地域福祉の推進を図る。

① 地域福祉等推進(ボランティア分野も含む。)のための先駆的・試行的取り組みに対する補助

ア 実施主体

- ・ 都道府県・指定都市・市区町村(委託可)
- ・ 都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人等)

イ 補助率

国1/2、都道府県(指定都市、市区町村) 1/2

(参考)

<イメージ例>

- ・ 災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・ 学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・ 企業・大学・研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・ 孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・ 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み

② 地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する者の設置や拠点づくり・見守り活動等へ補助。
生活不安定者(低所得者層)に対する自立支援の取組みに対する補助。

ア 実施主体

市区町村(委託可)

イ 補助率

国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

女性・高齢者等活動支援事業のうち

農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業

【平成24年度概算決定額（復旧・復興対策分）：12,531千円】

【うち復興庁計上分：12,531千円】

対策のポイント

仮設住宅入居者等が利用できる農園において、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援します。

＜背景／課題＞

- 被災地の復興に向けて、農業の高付加価値化など地域の雇用と所得を創出する農業に再構築する上で、経験、知識、技術が豊富で地域農業を支えてきた農村高齢者の能力を活かせる場づくりが重要です。
- 一方、仮設住宅に入居する社会的弱者等の孤立が懸念される中で、農業の有する健康増進、癒しなどの福祉機能が着目されており、農と福祉の連携を促進して、これを新たなコミュニティの形成や地域づくりに活かすことが求められています。

政策目標

農と福祉の連携促進による新たな営農・雇用形態の創出

＜主な内容＞

被災地において、仮設住宅入居者等が参加して行う農園活動の実施や、技術・経験等の豊富な農村高齢者等が技術指導を行うモデル的な取組を支援します。

- 支援の取組内容
 - ・ 高齢者等が農作業をしやすい営農環境の整備
 - ・ 農園の実践活動
 - ・ 農村高齢者による農業技術指導の実施
- 地区当たりの助成額 約420万円以内

補助率：定額

事業実施主体：市町村等

【問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6600（直））】

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【復旧・復興対策分401百万円】
【うち復興片計上分401百万円】

対策のポイント
——
荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・ 一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・ このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標
——
耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取組む被災農家等への支援を継続

＜主な内容＞

被災農家等が荒廃した耕作放棄地を再生した農地で営農活動を再開するまでの一連の取組に対し支援を行います。被災農家等が自ら農業経営を営む場合のほか、受入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象とします。

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木等の除去、深耕、整地等）、土づくり、再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を定額（雑草・雑木等の除去5万円/10a等）で支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します（補助率1/2以内等）。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

補助率：定額（雑草、雑木等の除去5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

【お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））】

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

H24事業費(当初) 4.0億円
(うち国費4.0億円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

- 国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
- 地域耕作放棄地対策協議会
- 取組主体(被災農家等)

被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等

耕作放棄地対策協議会



○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等

耕作放棄地対策協議会



○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。



○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)



再生作業
(雑草、雑木等の除去)



土づくり

東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業

【復興】

2. 0億円（新規）

地域経済産業グループ 立地環境整備課

03-3501-0645

事業の内容

事業の概要・目的

- 東日本大震災の被災地において、復興が進むにつれて被災者の支援ニーズが多様化し、行政に加えて、企業やNPO等の多様な主体による継続的かつ、きめ細かい対応が必要です。
- さらに、今後は被災地による取組の自立化の促進や被災地以外での被災地支援の取組も併せて推進することも重要です。
- 被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（SB）を復興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、成果の普及啓発等を補助します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

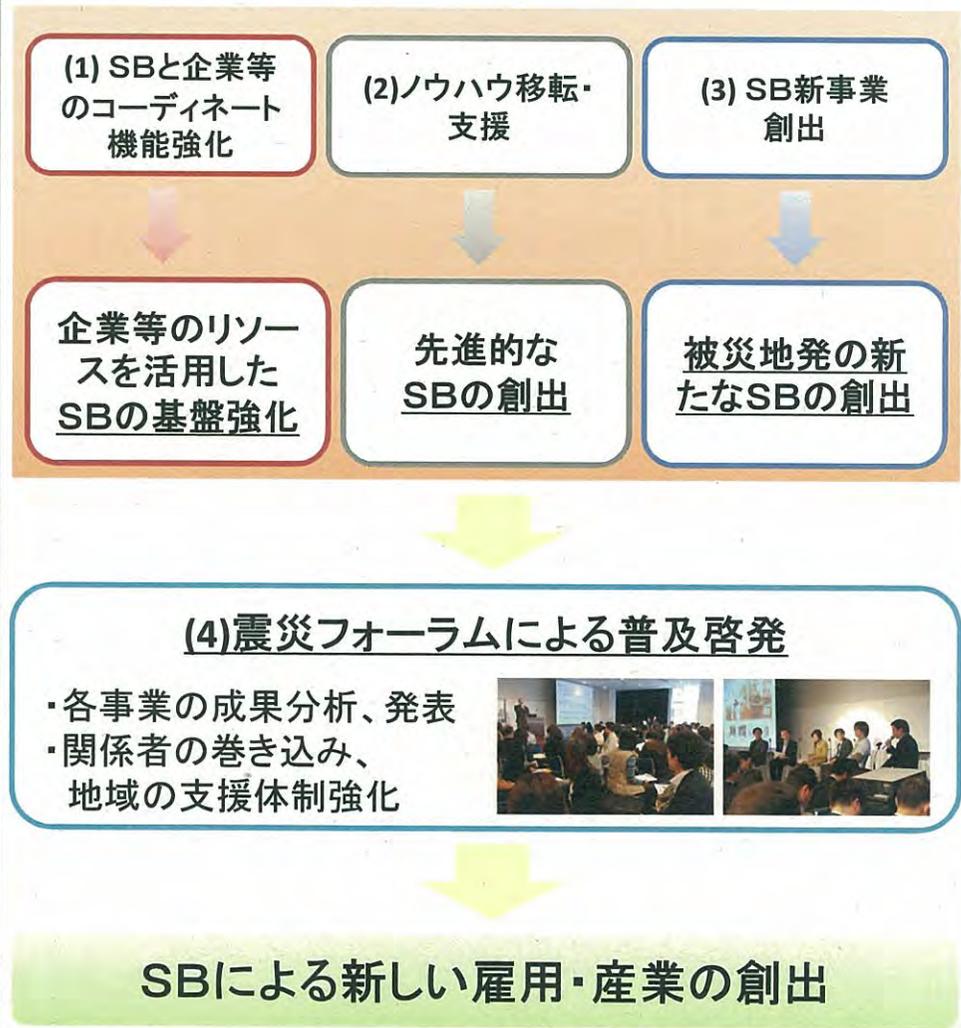
国

補助
(10/10、2/3)

民間団体等

事業イメージ

経済産業省



「新しい公共」の担い手による地域づくり推進経費

(1) コミュニティファンド等を活用した「新しい公共」活動環境整備等検討調査

- 全国での個別地域金融機関と活動主体の情報交換の場の設定
- 各地方整備局等による現地調査、ヒアリング等の実施



活動の担い手の視点から活動環境整備のための課題を抽出

活動環境整備に向けた国の施策のあり方等について検討

(2) 連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討調査

H23

活動主体に対する資金的支援や非資金的支援のあり方に関する検討

H24

連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討
制度検討のための関係府省及び関係主体(地域金融機関、広域中間支援組織など)による連携体制の構築

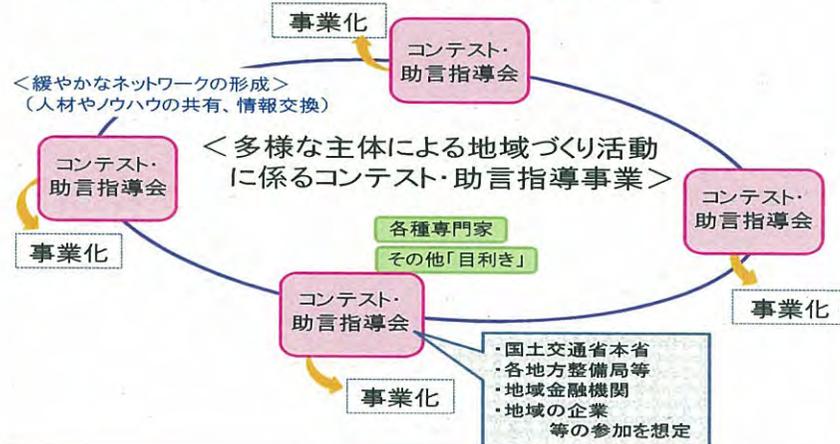
H25

地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討
基本的枠組みの構築に向けた、関連省庁とも連携した基礎的な調査の実施と基本的枠組みの提案

(3) 「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業

「事業型」で実施できる可能性のある「新しい公共」の考え方による地域づくり活動を、「見つけ」て「育てる」ための取り組みとして、コンテスト・助言指導事業を全国各ブロックで実施。

→ 自立の支援とビジネスモデルの発掘



地域生物多様性保全活動支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



野生鳥獣の保護管理



外来生物対策



重要地域の保全・再生



地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業
(委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定
※生物多様性保全活動促進法
(H23秋施行)分を強化

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等の策定主体

地域生物多様性保全実証事業
(委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等に位置づけられた活動

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等に位置づけられた実施主体

地域生物多様性保全補助事業
(交付金：国費1/2以内)

地域の多様な主体の連携・協働による地域の生物多様性保全・再生活動

地域住民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体などにより構成される地域生物多様性協議会

新しい公共支援事業（震災対応関連） 第3次補正予算の概要

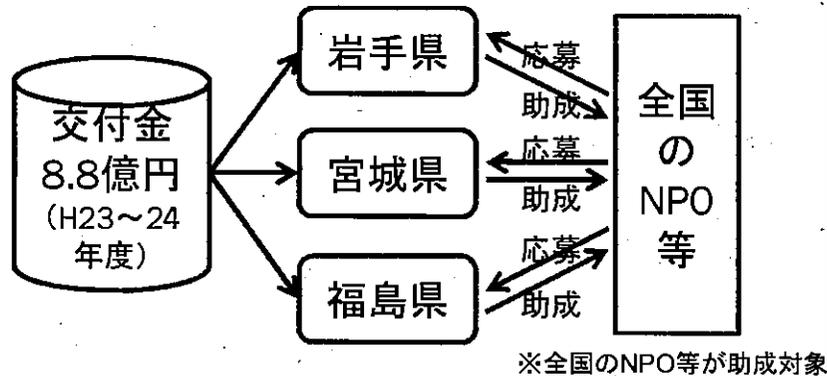
東日本大震災被災地域等において、「新しい公共」の担い手による支援拠点の整備、地域づくりなどの取組みを支援するため、新しい公共支援事業交付金の岩手・宮城・福島県への基金の積み増しを行う。

補正予算の内容

(1) 岩手県・宮城県・福島県に8.8億円を追加

(2) 事業実施期間

平成23年度～平成24年度



【※主に新しい公共の場づくりのためのモデル事業
における震災対応案件が対象】

被災地における支援(事業例)

(1) 活動支援拠点の構築

・ボランティア調整、まちづくりのための合意形成(熟議のプロセス)、情報の一元化・発信 等

(2) 被災者支援活動

・仮設住宅でのコミュニティ形成支援、交通弱者対策(カーシェアリング)、生活支援(買い物代行) 等

(3) 地域復興のための支援活動

・まちづくり(防災対策・生活環境整備)、地域活力再生(地場産業再生)、伝統文化振興 等

被災地以外における支援(事業例)

(1) 被災地からの避難者支援

・避難者に対する生活サポート等



【復興基本方針】(5.復興施策(4)④(ii)抜粋)
「新しい公共」の担い手が被災地で取り組む支援拠点の整備、まちづくり支援などに対し、「新しい公共支援事業」等を通じた支援を行う

※ 新しい公共支援事業とは、「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に配分した交付金で基金を設置して、NPO等の活動基盤整備の支援やモデル的取組の実施により、担い手となるNPO等の自立的活動を後押しする事業です。

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の拡充

趣 旨

○東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。

○このため、重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

◆ 拡充の概要

- 基金の積増し: 2,000億円
- 事業実施期間の延長: 24年度末まで
→ 平成24年度末までに事業開始(平成25年度末まで)

◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

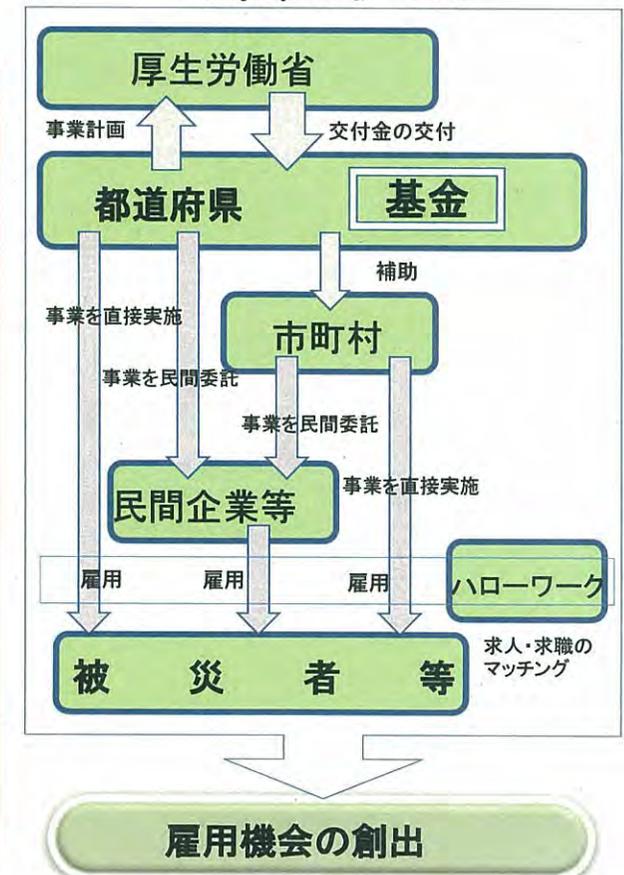
◆ 対象者

- 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)を優先的に雇用する。

◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》



生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の概要

趣旨

【事業の規模】 1,510億円の内数

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。具体的には、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。

事業の概要

【実施可能地域】 被災県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)

※被災県の災害救助法適用地域で事業を実施

【実施主体】 都道府県又は市町村が民間企業、NPO等に委託して実施

【事業実施期間】 平成27年度末まで(平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援)

【対象者】 被災求職者(被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者)

【雇用形態】 雇用期間は原則1年以上とし、更新を可能とする

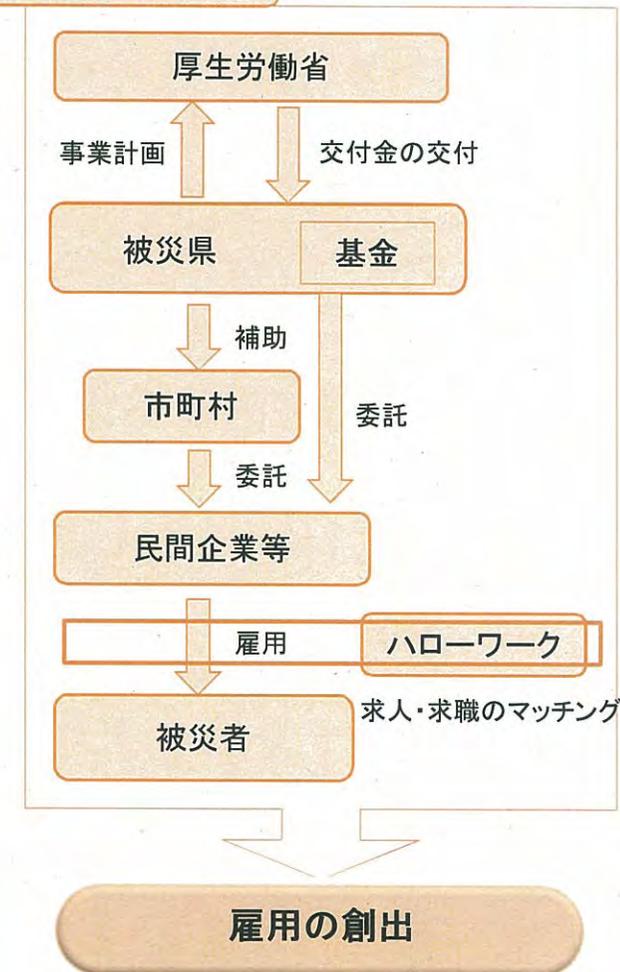
(注)委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める

【事業の採択】 雇用面でのモデル性がある事業かどうかの判断は、以下などを目安として、自治体が総合的に判断する。事業選定等に当たっては、適宜しごと協議会等を活用する。

- 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか
- 若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか、働きやすい環境(就労形態、ユニバーサルデザイン等)となっているか 等

【その他】 委託費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合が1/2以上

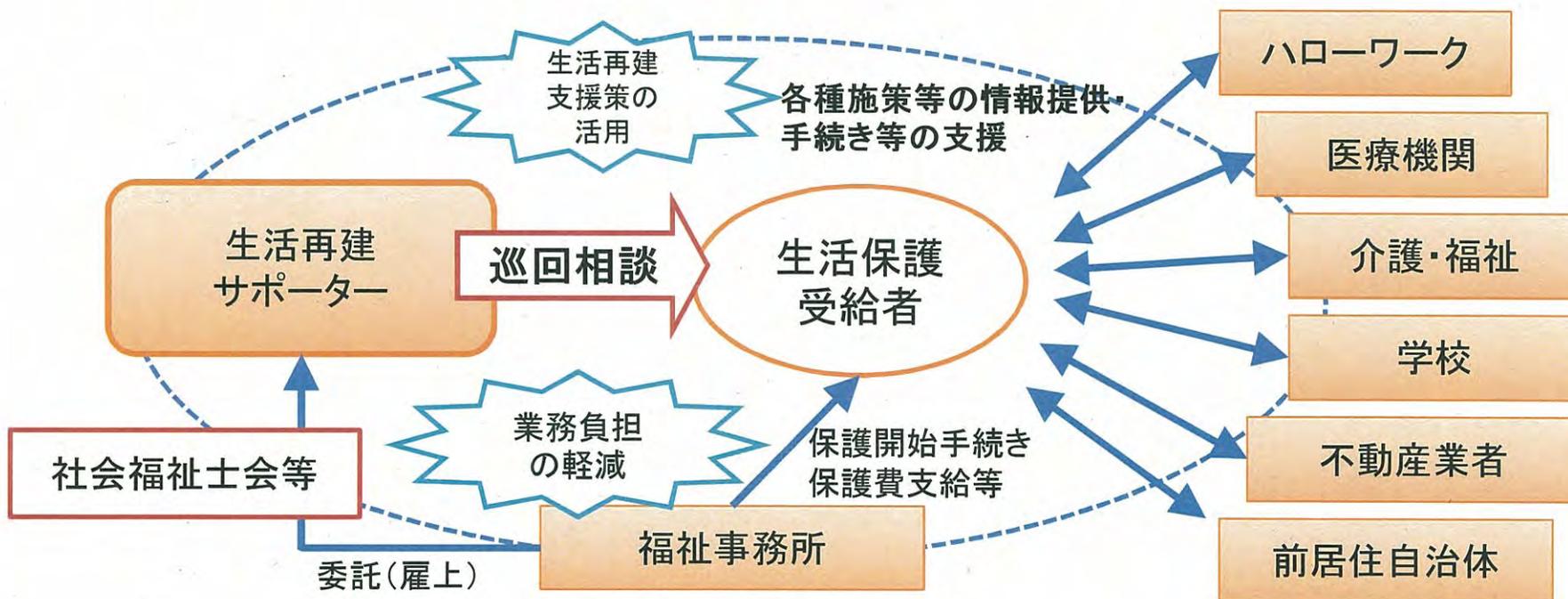
事業スキーム



被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業の概要

- 生活保護受給者は、もともと社会的なつながりが希薄な者が多く、被災し、生活基盤の多くを失った中で、生活を再建していくためには、個別支援が必要不可欠。
- 特に、遠隔地に避難している場合は、地縁等もない中で日常生活全般にわたって様々な生活再建の支援が必要。
- 各自治体では、受給者が急増する中で業務負担が増大しており、ケースワーカーが十分な支援を行うことは困難。

- 社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置。
- 被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災地や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。



地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整

